

## GX 関連施策と再エネ価値の再定義に関する意見書

一般社団法人日本風力発電協会

### はじめに

風力発電事業は、開発・建設・発電事業期間を併せると一般的に30年以上を要するため、長期の見通しをもって事業性を判断することが必要である。それゆえ、制度の将来的な不確実性は事業者にとって大きな課題となっている。特に非化石証書制度については、これまで頻繁に制度変更がされており、今後の制度の見通しが立ちづらく、電源の採算性は元より、ファイナンス組成のほか、需要家とのコーポレートPPAにも影響を及ぼしている。今後GX関連施策が導入されていく中で、カーボンプライシング導入による電力価格や非化石証書制度への影響も考えられ、事業者が積極的に長期の発電事業に投資していくうえでは、関連施策との整理も含めた制度の全体像と詳細設計が早期に検討、明確化されることが重要である。

本意見書は以上のような課題認識の元、一般社団法人日本風力発電協会において様々な意見を集約、検討し、取りまとめたものである。本意見書が関係各位におけるGX関連施策の検討の一助となり、脱炭素への着実かつ加速的な取り組みの実施につながれば幸いである。

### 1. 全体論

- 上述の通り、制度の将来的な不確実性は発電事業者にとって大きな課題であるため、今後のGX関連施策の導入においては、関連施策との整理も含めた制度の全体像と詳細設計を早期に検討、明確化すべき。
- 制度設計においては、2050年カーボンニュートラルという長期目標を見据えてあるべき姿を描いたうえで、バックキャストにより必要な施策の設計を行うべき。その際、エネルギー安全保障の観点から、国内のエネルギー自給率向上に貢献する電源の拡大を促進する仕組みとすべき。
- 個別の制度のパッチワーク的な修正を繰り返すのではなく、2050年カーボンニュートラルを見据えた抜本的な制度改革と、全体としてシンプルでわかりやすい政策体系を実現すべき。
  - 排出量取引制度が本格稼働し、特に2033年度から発電事業者に対する有償オークションが導入されることを踏まえると、現在電力部門の脱炭素化を担保している政策である高度化法目標<sup>1</sup>は、将来的にはその役割を終えて廃止されるのが自然である。
  - また、カーボンプライシングの導入等に伴い、現在非化石価値、ゼロエミッション価値、環境表示価値という三つの価値を有するとされている非化石証書の位置付けをどうすべきかなど、再エネの価値について改めて整理・定義していく必要がある。

---

<sup>1</sup> エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に基づく、供給する電力量に占める非化石電源に由来する電力量の比率に関する目標

- この再エネの価値の再定義にあたっては、今後は国による規制と合わせて、カーボンニュートラルに向けた需要家側のニーズを最大限満たせるものとするのが望ましい。例えば、国においては発電量の計量や二重カウント防止等の計測、計量、流通及びその認証のルール等を整備し、そのルールの下で取引所や相対で取引がなされ、発電事業者を含めた社会全体の創意工夫において電源の新たな価値の創出<sup>2</sup>や取引が滞りなく行えるような環境の整備を目指してはどうか。

## 2. 各論

### ● GX リーグ（排出量取引）

- 最終目標の設定はカーボンニュートラルを達成するためのトップダウン的な設定方法とすべき。現在のボトムアップ型では、排出源によって目標の強弱が異なり、目標とする排出削減量が達成されない恐れがある。
- 2030 年度頃に高度化法目標を廃止する場合、2033 年の発電部門への有償オークションの段階的導入までの間で、対策の空白期間が生じないように、対策を講じるべき。

### ● 高度化法目標

- 2030 年度目標の 44%は、旧温暖化目標（2030 年度に GHG を 2013 年度比 26%削減）に基づくものであり、新目標（同 46%削減）と整合する目標への引き上げを早期に検討すべき。目標値引き上げに伴い達成が困難な小売電気事業者への配慮として“実現可能な設定”にするという考え方は、46%目標達成の支障になるばかりか、グローバル市場から脱炭素が求められている国内企業の国際競争力を削ぐことにもつながる。
- 2030 年度頃まで高度化法目標と GX リーグが併存することになる場合、高度化法目標を引き上げたうえで、2030 年度目標に向けて両者の対策強度が整合するように GX リーグにおける目標も設定すべき。
- シンプルで効率的な政策体制という観点からは、高度化法目標は 2030 年度をもって廃止し、その後の電力部門の排出削減対策は GX リーグによる排出量取引制度に一本化するのが自然である。早期に GX 施策と高度化法との関係を整理し、2050 年カーボンニュートラル目標に向けて連続的な排出削減の取り組みを促進するために必要な制度整備を図るべき。

### ● 非化石証書制度

- 現行の非 FIT 非化石価値取引市場は、約定価格が上限・下限価格のどちらかに張り付く状況となっており、市場として十分に機能しているとは言えない。短期的取組として、需給に基づく価格形成が図られるよう市場機能を適正化すべき。
- 排出量取引制度、特に 2033 年から発電部門に段階的に導入される有償オークションとの関係においては、現在非化石証書が有する非化石価値、ゼロエミッション価値、環境表示価値という三つの価値のうち少なくともゼロエミッション価値について、関係性の

---

<sup>2</sup> 例えば電源の種別や発電場所といった電源が持つ特性に対する価値、追加性の価値、および 24/7（24 時間 365 日のリアルタイム）に対応したリアルタイム再エネ価値など

整理が必要になる。高度化法目標が廃止された場合、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）が消滅するため、非化石証書が持つ価値の再定義が避けられない。

- 別の観点からは、電源種別、運転年数、地産地消価値などの個々の電源が持つ固有の価値など、需要家のニーズに応じた価値の創出や取引が滞りなく行えるような制度環境も求められるところ、非化石証書の位置付けや保持する価値は抜本的に見直すべき。
- その他
  - 排出量取引制度において、直接排出の削減取組を促進できる一方で、最終需要家の電力利用に起因する間接排出の削減取組を促進する施策も必要。温対法や省エネ法によって間接排出削減を後押しする政策を、直接排出削減の制度と整合を取った形で引き続き整備していくべき。

### 3. GX 施策を進めるうえで検討が必要な電源の価値

- ゼロエミッション価値
  - GX 基本方針では、排出枠を先ず無償交付し、段階的に減少させていく方針となっているが、本来的には炭素排出量ゼロを基軸とすべきであり、目標値からの差分で価値設定すべきではない。炭素を少しでも排出すれば負担、炭素吸収源となれば利益という収支構造とすべき。
  - 発電事業者毎に異なる排出枠が設定された場合、CO<sub>2</sub> 削減に向けた流れが損なわれてしまうことも考えられる。CO<sub>2</sub> を排出しても、目標値より下回れば利益を得られる場合は、市場を歪めてしまい、カーボンニュートラル達成へ向けた公正な競争を阻害する。発電方式が異なってもすべての電源は、電気という一種類の財を生み出すプロセスである。同じ財を生み出すのであれば、その目標値は、発電技術毎の設定ではなく、統一化されるべきである。
- 特定発電所価値
  - その電気を発電した発電所が持つ特性（発電場所、電源・燃料種別、運開時期、開発経緯等）を需要家が特定できる「特定発電所価値」が取引、流通し、排他的に需要家で利用可能な環境を整備していくべき。
  - 欧州 GO や米国 REC、I-REC のような既に国際的に整備・取引されている制度の活用も含め、カーボンニュートラルに向けた需要家側のニーズを最大限満たせるような柔軟な制度運用としていくべき。
  - これにより発電所そのものの質に対する価値付けが可能となり、例えば周辺地域や自然環境との共生が進んでいる再エネ電源は高値で取引されるなど、地域と共生する再エネの推進に寄与することが期待される。

以 上